

e-NEXI

2014 年 10 月号

⇒特集

改正貿易保険法の施行及び 10 月の制度改正について.....1

⇒カントリーレビュー

未だ癒えない国際金融危機の傷跡.....7

～NEXI が独自に国カテゴリーを設定する国・地域のカテゴリー変更について～

⇒NEXI ニュース

22 信用金庫と「中小企業海外事業支援ネットワーク」を構築.....18

～更にレベルアップした輸出・海外進出支援を図る～

発行元

発行・編集 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

総務部 総務・広報グループ

改正貿易保険法の施行及び 10 月の制度改正について

e-NEXI2 月号でお伝えした「貿易保険法の一部を改正する法律」¹は、4 月に法案が国会で可決され、去る 10 月 1 日(水)に施行されました。この法改正は、NEXIの機能の強化を主眼に置いたものであり、NEXI設立時以来の貿易保険法の大改正となりました。また貿易保険法の改正にあわせ、貿易保険法施行令(以下「政令」といいます。)の改正も行われました。今回の法令改正に伴い、NEXI においては、改正事項を反映した商品の拡充や規程類の整備等を行いました²ので、その概要につきまして本稿でご紹介いたします。

1. 法改正の背景について

昨年 1 月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、海外における邦人や日本企業の安全保全のために政府が果たすべき役割について政府に提言を行うため、「在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会」³が平成 25 年 3 月 1 日に設置されました。

この懇談会に対して、貿易保険関係の意見として、一般財団法人エンジニアリング協会から、「テロ行為などの理由で発生する中断コストに関して、貿易一般保険包括保険での適用を検討していただきたい。」、一般社団法人日本貿易会から、「海外投資保険の填補事由には「戦争、革命、テロ行為その他内乱、暴動、または騒乱」が含まれているが、「事業不能等」(事業会社が破産、3 ヶ月以上の事業の休止等の状態にあること等)が条件となっており、保険金支払いに到るケースが大きく限定されている。」との意見が提出されました。これらの意見等を踏まえ、この懇談会がまとめた報告書が平成 25 年 4 月 26 日に出されました。報告書は 9 点につき提言を行い、「被害者及び被害企業に対する救済」として、政府は貿易保険の適用を検討すべきと記載されました。

他方で、政府に設置された経協インフラ戦略会議⁴において決定された「インフラシステム輸出戦略」(平成 25 年 5 月 17 日)は、①企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進、②インフラ海外展開の担い手となる企業・地方自治体や人材の発掘・育成支援、③先進的な技術・知見等を活かした国際標準の獲得、④新たなフロンティアとなるインフラ分野への進出支援、⑤安定的かつ安価な資源の確保の推進、の 5 本柱の施策を通して、我が国企業の現状約 10 兆円のインフラシステムの受注額(事業投資による収入額を含む)を 2020 年に約 30 兆円に拡大することを目指すことを掲げました。

この戦略において、企業のグローバル競争力強化に向けた官民連携の推進のために、NEXIを含む政策支援ツールを有効に活用するとされており、特にNEXIの機能強化に関する具体的な施策として①テロ、戦争等のリスクに対応した貿易保険制度の拡充、②本邦企業のグローバル化や多様な取引形態に対応した貿易保険制度の拡充、③多様な資金調達(債券発行や現地通貨建てでの借入等)に対応した貿易保険制度の拡充、④低廉なエネルギー確保のための貿易保険制度の活用、の 4 つが掲げられました。

さらに、アベノミクス 3 本目の矢である「日本再興戦略」⁵(平成 25 年 6 月 14 日)においても、上記の「インフラシステム輸出戦略」を実現するため、またグローバルトップ企業を目指した海外展開を促進するため、「貿易保険の機能強化に向けた貿易保険制度の改正について、早期に検討を進め結論を得た上で、

法制上の措置等必要な措置を講ずる。」とされました。

また、産業競争力強化法に基づいて成長戦略に関連する施策の実行を加速化・深化させる「産業競争力の強化に関する実行計画」(平成26年1月24日閣議決定)において、「テロ・戦争等によるリスク、海外子会社による当該国内や第三国との取引に係るリスク、海外プロジェクトへの資金供給に係るリスクの引受を図るため、必要な法的措置を速やかに講じる。」こととされました。

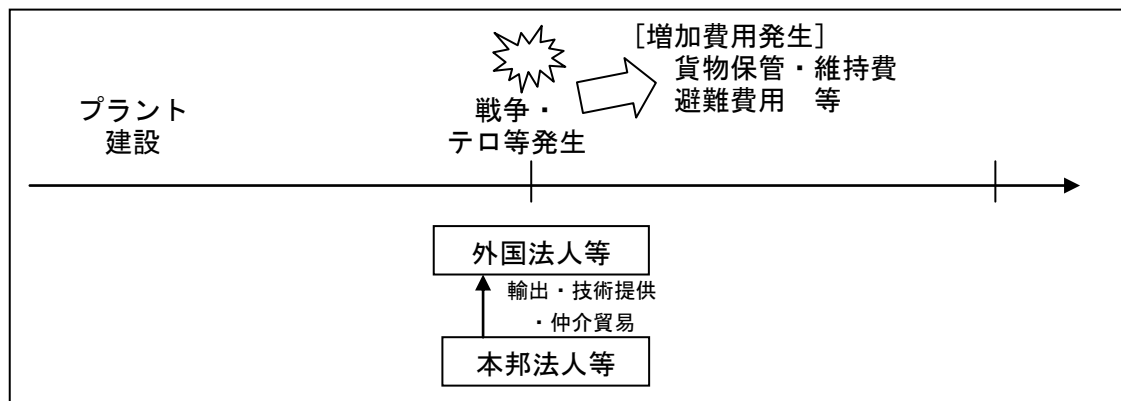
こうして、進出先におけるテロ等のリスクへの更なる対応を可能とするツールとして、また我が国企業の競争力をさらに高めるツールとして、貿易保険制度の改正によるNEXIの機能の強化に期待が寄せられた結果、「貿易保険法の一部を改正する法律」が閣議決定を経て国会で承認され、このたびの施行となりました。

2. 今回の法改正事項等及び NEXI の制度改正

(1)輸出等の支援

①戦争・テロ等により生じた増加費用に対する新たなカバー(注:平成27年1月施行予定)

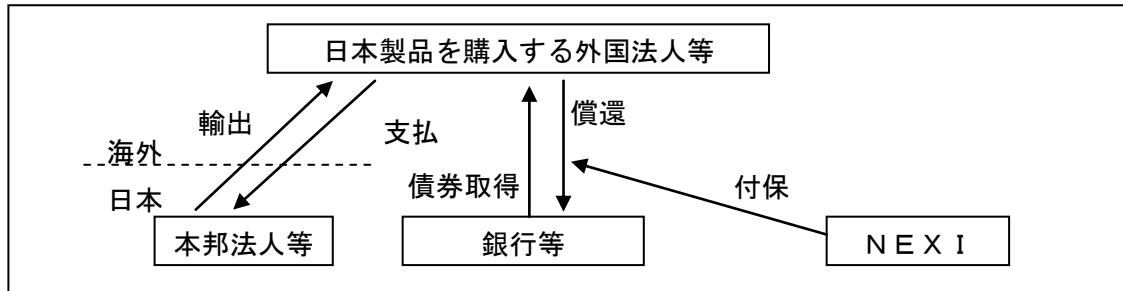
プラント建設地における戦争、革命、内乱(テロ)の発生によって輸出時期が遅れる又はプラント建設が中断するなどした場合の、輸出者等が新たに負担する費用について、法改正により新たに貿易保険の対象として加わりました。付保の対象となる費用は政令で定められており、具体的には、貨物の保管・維持費用、プロジェクトサイトからの技術提供者の避難費用等が対象となります。貿易一般保険における新たな特約(案件毎のオプション)として、来年1月の販売開始を予定しております。本制度の導入により、テロ等のリスクの高い地域を含む海外で、本邦企業がより安定的にプラント建設等を実施できる事業環境が整うことが期待されます。



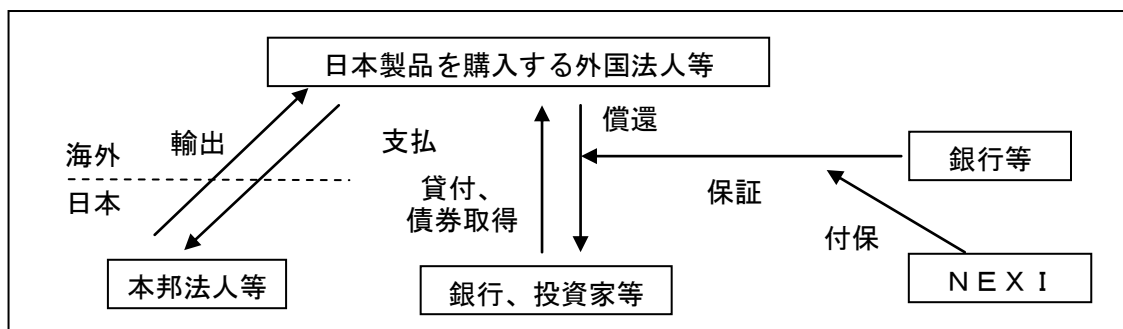
②貿易代金貸付(バイヤーズ・クレジット)の拡充

貿易代金貸付(バイヤーズ・クレジット)につきましては、従来は貸付契約のみを対象としておりましたが、貸付契約に加え、改正後は、債券の取得及び保証債務の負担も新たに貿易保険の対象となりました。これに伴い、貿易代金貸付保険の商品改訂を行い、貸付契約及び債券の取得については貿易代金貸付(貸付金債権等)保険約款で、保証債務の負担については貿易代金貸付(保証債務)保険約款でお引き受けすることが可能となりました。債券発行により資金調達する資源開発案件、インフラ案件等の巨大プロジェクトにおける活用、貸出余力の低下等に対応するための資金調達手段の多様化への活用が期待されます。

【債券の取得】



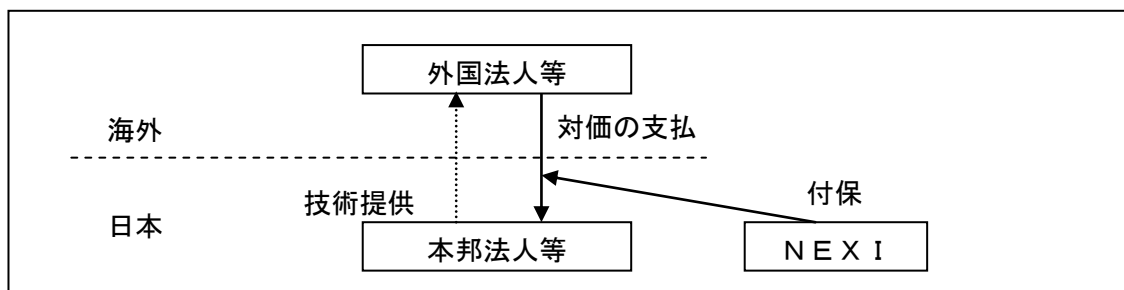
【保証債務の負担】



③国内における技術提供等への付保

貿易保険の対象となる技術提供契約は、技術等の提供が外国において行われるものに限定されていましたが、本改正により、契約相手先等が外国政府、外国法人又は外国人であれば、日本国内での技術等の提供についても貿易保険の対象となりました。

貿易一般保険など、技術提供契約を保険の対象としている商品において、今後は日本国内での技術提供等を対象として保険をお引き受けすることが可能となります。



(2)海外投資保険の事故要件の緩和

投資先企業の事業休止に係る損失について、保険金支払の要件である「3月以上の事業休止」を、「1月以上の事業休止」へと変更し、保険事故の認定基準を緩和いたしました。また、投資先企業の事業休止期間を保険金支払の要件として定めている海外事業資金貸付保険の資源エネルギー総合保険B特約及び劣後ローン特約におきましても、同様となります。

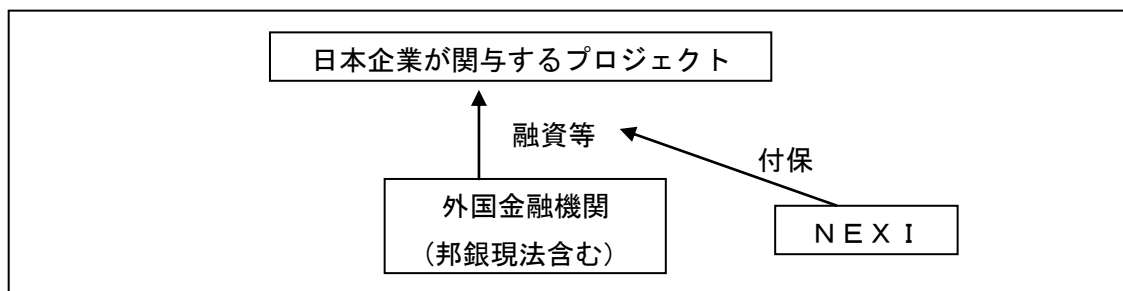
(3)海外事業資金貸付保険の適用案件の拡大

海外事業資金貸付保険の対象は、一部例外を除き、本邦人又は本邦法人の行う長期の事業資金貸付に限定していましたが、改正後は短期の事業資金貸付及び外国の金融機関等が行う事業資金貸付も対象となります。

①外国金融機関への付保(※別途要件あり)

海外事業資金貸付保険の対象は、一部例外を除き、本邦人又は本邦法人の行う事業資金貸付に限定されていたところ、法改正により、我が国における対外取引の健全な発達を図るために特に必要な事業については、外国金融機関(外国銀行の外国本支店あるいは本邦銀行の現地法人)による融資等であっても海外事業資金貸付保険を付保することができるようになりました。なお、対象事業につきましては、経済産業省令(以下「省令」といいます。)で定められており、重要な資源の取得促進や本邦企業の競争力を促進する事業等が挙げられますが、これに当てはまるかどうかは個別案件ごとに判断することとなります。

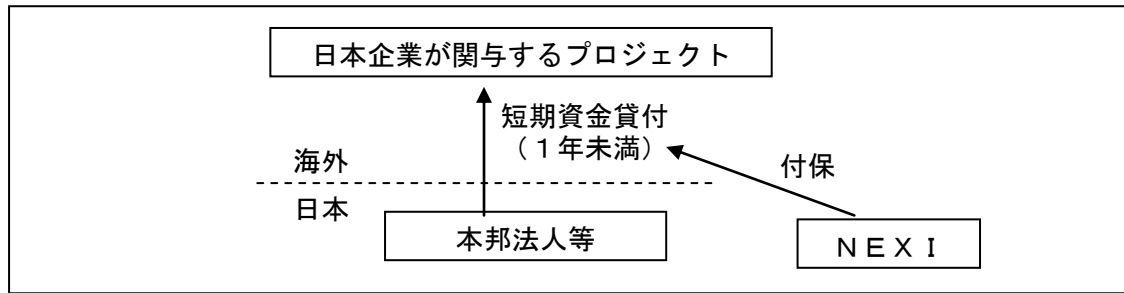
現地通貨建てでの資金ニーズのある、日本企業が関与するインフラプロジェクトや、日本への資源安定供給に資する資源開発案件など巨大プロジェクトにおける活用が期待されます。



② 短期資金への付保

海外事業資金貸付保険の対象案件は、一部例外を除き、1年以上の長期の事業資金貸付に限定されてきたところ、法改正により、1年未満の短期の融資等にも海外事業資金貸付保険が対応できるようになりました。なお、保険の対象を短期の事業資金貸付まで拡大することに伴い、短期の事業資金貸付に関する例外的な取扱いの規定(中小企業新事業活動促進法の特例)は廃止となりました。

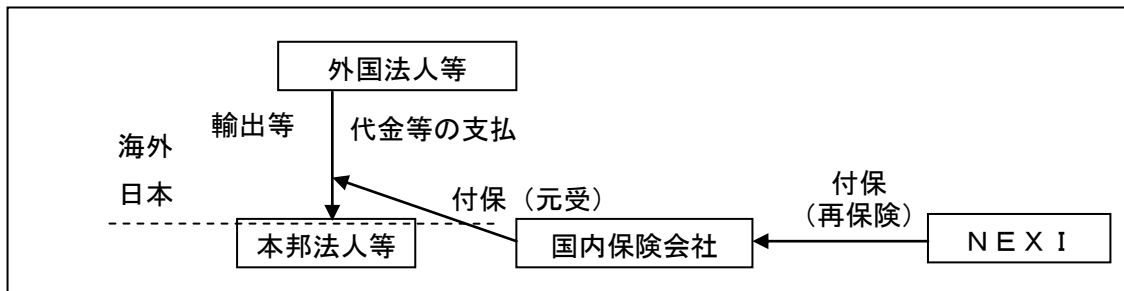
なお、本改正への対応として、海外事業資金貸付保険の規程類の該当部分について変更を行っております。



(4)その他

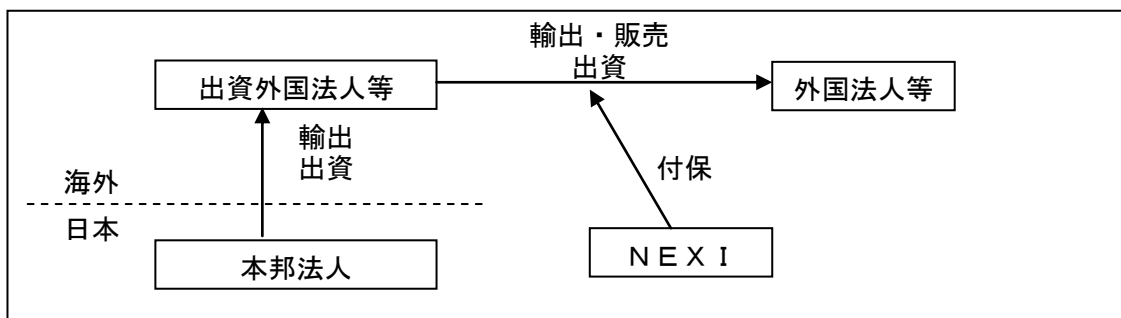
① 国内再保険

他の国際機関や民間保険会社が元受会社となる保険契約についてNEXIが再保険を引き受ける仕組み(受再といいます)につきまして、従来は海外からの受再のみを対象としていたところ、法改正により、国内保険会社からの受再も新たに対象となりました。今後は、国内保険会社の営業網等を活用することにより、中小・中堅企業をはじめとする本邦企業の海外進出に対するサポート体制が強化されます。



② 海外展開支援(出資外国法人貿易保険、そとと投資)

法改正により、NEXIは「出資外国法人等」(本邦法人の出資やその他の継続的な経済関係を有する外国法人等をいいます。)による輸出・国内販売・出資等に付保することができるようになりました。なお、対象となる貨物及び出資外国法人等の要件については、政令及び省令で定められております。また、「出資外国法人等」のある現地国の付保規制上、NEXIがこの外国法人の保険をお引き受けすることが問題ないことが確認できる必要があります。



③ 法定保険種の統廃合、みなし規定の廃止等

法改正により、貿易保険法における法定保険種の統廃合が行われ、従来の「普通輸出保険」「輸出代金保険」及び「仲介貿易保険」は、貿易一般保険などの対象である輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約については「普通貿易保険」、貿易代金貸付保険の対象である貸付契約及び債券の取得並びに保証債務の負担については「貿易代金貸付保険」に集約されました。また、今回の法定保険種の統廃合にあわせ、一契約に輸出契約、仲介貿易契約及び技術提供契約が混在していた場合についてのみなし規定が廃止されました。

上記の改正事項等への対応として、各規程類の該当箇所の変更対応を行いました。

<現行法>			<改正後>	
法定保険種	対象契約		法定保険種	対象契約
普通輸出保険	輸出契約	→	普通貿易保険	輸出契約
	供給契約			供給契約
輸出代金保険	輸出契約			仲介貿易契約
	技術提供契約			技術提供契約
	輸出代金貸付契約			
仲介貿易保険	仲介貿易契約		貿易代金貸付保険	代金貸付契約
	仲介代金貸付契約			

ⁱ 経済産業省「「貿易保険法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました」

<http://www.meti.go.jp/press/2013/02/20140207001/20140207001.html>

ⁱⁱ 日本貿易保険「2014年10月制度改正」

<http://nexi.go.jp/topics/system/005462.html>

ⁱⁱⁱ 首相官邸「在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/hogo/>

^{iv} 首相官邸「経協インフラ戦略会議」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/>

^v 首相官邸「日本経済再生本部」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/>

未だ癒えない国際金融危機の傷跡

～NEXI が独自に国カテゴリーを設定する国・地域のカテゴリー変更について～

OECD カントリーリスク専門家会合においては約 140 か国を対象に国カテゴリーが議論されますが、それ以外の国、具体的には高所得の OECD 加盟国並びにユーロ圏加盟国、及び島嶼国等経済規模の小さな国は議論の対象とならないため、NEXI が独自に国カテゴリーを付する必要があります。NEXI は年 1 回、OECD カントリーリスク専門家会合の対象とならない約 80 の国・地域について国カテゴリーのレビューを行っています。その結果、本年は次のとおり、6 か国・地域について国カテゴリーを変更しました。本稿では、そのうち国カテゴリーを引き下げざるを得なかった 4 つの国・地域の現状について解説いたします。

国・地域	変更前	変更後
モナコ	B	A
スロベニア	B	C
サンピエール島・ミクロン島(仏)	F	E
バルバドス	E	F
プエルトリコ(米)	C	E
セントクリストファー・ネイビス	G	H

スロベニア (B→C)

旧ユーゴスラビアを構成した最も豊かであった共和国で、1991 年に独立を宣言し翌年に国連に加盟した。2004 年には NATO と EU に加盟し、2007 年からユーロを導入した。

低金利のユーロ資金が流れ込み不動産ブームが押し寄せたところに国際金融危機が襲いかかり、銀行セクターに多額の不良債権を発生させた。市場経済への移行は比較的スムーズに進むかに見えたが、銀行セクターは現在に至るも国営銀行 3 行が資産規模で上位を独占しかつ銀行システム全体の 3 分の 2 以上を占める構造にある。これら国営銀行に対しては 2013 年末に 30 億ユーロの資本注入が行われ、加えて不良債権の買い取りに 16 億ユーロが使われた。2009 年以降財政赤字幅が対 GDP 比▲5～6%に拡大し、2012 年にはいったん同▲3%台まで縮小したものの、これら銀行支援費用を含めた 2013 年の財政赤字は同▲14.1%に膨れ上がった。また、公的債務残高は 2008 年末には同 23%にとどまっていたが、2013 年末には同 57%に達した。それでもなお銀行セクターが抱える不良債権額は総貸付金額の 20%超ともいわれ、不良債権処理が完了したとは言い難い状況にある。

政府が財政緊縮策を進める過程で、政治の混乱が続いている。プラトゥシク前首相が主導した銀行救済と緊縮策は国民のみならず、与党「積極的なスロベニア」内からも不興を買い、汚職で党首の座から追い遣られたはずのヤンコピッチ氏が党首選挙で勝利すると連立を組んでいた 3 党が連立を拒否し、プラトゥシク首相は任期途中で辞任に追い込まれた。これを受けて実施された総選挙では、僅か 6 週間前に結成された新党「ミロ・ツェラル党」が第一党となり、国民議会において法学者のツェラル党首が次期首相に指名された。9 月 18 日には年金者党と社会民主党と組み中道左派連立政権が成立したが、「緊縮疲れ」の国民の声を背負いながらの政権運営には様々な困難も予想される。

バルバドス (E→F)

カリブ海に浮かぶ、種子島とほぼ同じ面積を持つ島国で、人口は約 27 万人。主要産業は、製糖業、観光業及び金融サービス業。

製糖業については、1975 年以来のアフリカ、大洋州諸国及びカリブ海諸国計 46 개국と EU との間での取り決めにより、各国別の輸入量割当と国際価格を大きく上回る輸入価格保証の提供に支えられ、2005 年時点では島の耕作地の 60%超がサトウキビ畑であった。しかし、2006 年に EU が輸入保証価格の 36%引き下げを開始すると衰退に向かい始め、直近数年間における製糖業の国内総生産への貢献度は 1%強にとどまり、観光業と金融サービス業の占める比率がはるかに大きくなっている。観光業は、2008 年の国際金融危機以降観光客の減少が続き、フローの外貨収入及びホテル建設等向けの海外直接投資に回復が見られない。また、国際的なタックスヘイブン規制強化により、金融サービス業も振るわない。

これらが財政収支及び国際収支の双方に悪影響を及ぼし、2013 年度の財政赤字は対 GDP 比 ▲12%、経常赤字は同 ▲10%へと共に 2 桁%にまで悪化した。公的債務残高は GDP 比 98%まで膨らみ、また観光関連での海外直接投資の大幅減少を受け、外貨準備高は約 11 億ドル(2014 年 6 月末)と輸入の 15 週間分にとどまっている。

財政赤字に対しては、歳入面ではごみ処理税の導入等、歳出面では公務員削減や給与水準凍結等の緊縮策が講じられている。公務員給与総額が 2014 年度第一四半期(4~6 月)に前年同期比 ▲9%の減少となる等効果も現れているが、歳入の実に 28%を占める金利支払いの増加により相殺されてしまう。財政赤字額の約 3 分の 1 は中銀ファイナンスで賄われ、インフレ対策上も必要とされる固定為替相場制の維持が困難になるおそれもある。また、国際収支対策としては昨年末に債券発行を試みるも断念し、これに代えて欧州系銀行から借り入れを行ったが、同時期にアフリカ諸国が発行した国際債券よりも不利な条件での資金調達を余儀なくされている。

プエルトリコ (C→E)

カリブ海に浮かぶプエルトリコ本島と周辺の小島からなる、米国の自治領(コモンウェルス)であり、Governor(知事)が代表者となる。外交・軍事等の対外事項は連邦政府、連邦権限外となる内政は自治政府が担っている。プエルトリコの住民は、米国の市民権を有するものの、基本的に連邦所得税を免除されている。

米国政府は第二次大戦後、プエルトリコを製糖業に依存する典型的な「カリブ海型プランテーション経済」ではなく、連邦法人税控除制度とプエルトリコ政府自身による各種免税措置により米国内の一種の「経済特区」に変貌させようとした。当初は繊維製品や雑貨等の労働集約的生産拠点として米国を初め多くの多国籍企業が参入し、後にはリゾート開発に伴うサービス産業や、連邦内国歳入法における無体資産移転に対する税制メリットにも着目した製薬業等研究開発型産業の蓄積が進んだ。

しかし、これら優遇措置は米国の連邦財政悪化の中で段階的に縮小され、進出企業が撤退する例が散見されるようになった。また、石油価格高騰により、電力料金が米国本土の2倍近くに達して、進出企業の撤退に拍車をかけるとともに、国営電力会社への補助金が、手厚い年金制度の維持等と相俟って財政赤字を拡大させ、公的債務残高は2013年にはGDP比92%に達している。昨年の米連銀の金融緩和縮小発言を受け、プエルトリコの過剰な債務負担に金融市場の注目が集まりやすくなった。

本年6月、政府は、“Public Corporation Debt Enforcement and Recovery Act”(公営企業が負う債務の支払期限延長または削減を認める法律)を制定した。これは、公営企業の債権者による負担と引き替えに、正常な公共サービスの提供と政府本体の財政健全化を企図するものであるが、経営不振の公営企業を支援するに足る十分な財政力が政府に残されていないと見るのが妥当であろう。プエルトリコ政府発行の“General Obligation Bonds”(公務員給与等を含む他の一切の政府債務に優先して支払いがなされる債券;通称“GO Bonds”)の格付は既に「投機的」(S&P BB-; Moody's B2)とされており、従前のように米国債券市場において“Municipal Bonds”(地方債)の発行による資金調達を行うことはもはや困難となっている。

セントクリストファー・ネービス (G→H)

カリブ海に浮かぶ、セントクリストファー島政府とネービス島政府の2つからなる連邦国家で、人口は両島政府を合わせて約5万人。別名「セントキッツ・アンド・ネービス」も公式名称として使われている。

バルバドスや他のカリブ海国家と同様に、EUとの間での取り決めによる各国別の輸入量割当と国際価格を大きく上回る輸入価格保証の提供に支えられた製糖業が主要産業であったが、高コスト生産体制のためEUによる輸入保証価格の大幅引き下げにより成り立たなくなった製糖業を国として廃業し、これに代えて観光立国を目指すこととした。しかしこれまでも幾度もハリケーンに襲われ、2008年の国際金融危機以降は観光産業が低迷したことから、2010年末時点でGDP比公的債務比率は164%(ギリシャは2011年末同170%)とおおよそ維持不可能な水準まで上昇した。

ついに 2011 年に債券がデフォルト。翌年、①額面 50%削減で期間 20 年、及び②額面 100%で期間 45 年の 2 種の債券に再編(全体では元本額面 22%削減、割引現在価値ベースでは 65%削減)。同じ年、パリクラブ債権に係る 90%以上の元本削減及び期間 20 年のリスクが行われた。さらに、2013 年には、ネービス島政府が発行済の国内債の償還資金を借り入れるために連邦政府の保証を求めたが、両島政府の対立を背景に連邦政府が保証差入を拒否したところ債券がデフォルトするという混乱まで生じている。

2008 年の国際金融危機の発生から 6 年が経過し、世界的な金融緩和政策等に支えられてフローベースでは経済回復の兆しが見えつつある一方で、負のストックに注目が集まり市場での選別さらされやすくなった。上述の 4 か国は、金融危機発生直後には目立たなかった傷口がタイムラグを以て広がってしまった国々ともいえる。OECD のカントリーリスク専門家会合では議論の対象外とされているこれらの諸国にも着目することで、経済のグローバリズムの正体がより鮮明に見えてくるようにも思われる。

以 上

22 信用金庫と「中小企業海外事業支援ネットワーク」を構築 ～更にレベルアップした輸出・海外進出支援を図る～

1. 提携の背景

9月29日付にて、NEXIは中小企業の輸出・海外進出を積極的にサポートしている22の信用金庫と業務委託契約を締結し、各信用金庫のお取引先のNEXIへのアクセス向上を図りました。

NEXIはこれまでも地方銀行等との業務委託契約により、55行とのネットワーク構築を図っておりますが、今回は、協力協定先であります信金中央金庫様のご協力のもと、永い間ご要望を頂いておりました信用金庫の皆様によるネットワーク構築を行ったものです。

2. NEXIと金融機関の関係

そもそも、NEXIの貿易保険は、輸出代金決済における未回収リスク等をカバーしますので、金融機関の融資や為替取引との関連性が強く、様々な活用検討が可能です。

また、最近では優良貸付案件を海外の政府開発プロジェクト等に求める金融機関の動きも活発化してきており、海外への融資のリスクヘッジとして中長期の貿易保険を検討いただくことも増えています。

3. 信金提携の特徴

今回提携した22信用金庫を日本地図上で見ますと次のとおりとなります。



ご覧いただいたとおり、いわゆる太平洋ベルトにある都府県の信用金庫の皆さまが提携に至っていることがお分かりいただけると思います。

これは、工業地帯・地域を中心に発展してきた日本のものづくりやサービスが、そのステージを海外に広

げようとしている機運をうかがい知ることができる興味深い事象だと思えます。

現実には、これらの信用金庫の窓口部署の方々からはすでに複数の相談案件が NEXI に持ち込まれており、今後、早期に様々な貿易保険の活用事例が生ずるものと期待しております。

また、今後、新たに提携しました信用金庫様のセミナーなどで貿易保険のご案内をさせていただくことが予定されております。輸出・海外進出企業の皆様のお近くで開催された際には、是非とも足をお運びくださいますようお願いいたします。

4. NEXI の中小企業支援施策

すでに新聞紙上等でご存じの方もおられると思いますが、NEXI は中小企業(法定中小企業に限る)の皆様の海外取引先の信用調査を 3 件まで、提携金融機関からのご紹介の場合は、6 件まで無料でを行います。

また、金融機関の融資を受けられている等のいわゆる与信先である中堅・中小企業の皆様へは中小企業輸出代金保険の 10%割引が適用されます(詳細は各提携金融機関へご相談ください。)

このように提携金融機関のお取引先様に NEXI として様々な支援施策を提供することにより、より積極的に輸出や海外進出をご検討いただけるための後押しを図っています。



また、少しでも NEXI の貿易保険をご理解いただきやすくするために中小企業の皆様への専用ホームページを8月以降、順次拡充しております。

貿易保険の簡単なしくみや保険金をお支払いした事例のご紹介など、ご参考となる情報を掲載しておりますので是非ご一読ください。

NEXI は、これまでも中堅・中小企業の皆様や金融機関の方々から期待や様々な要望を寄せていただいておりますが、これからも創意工夫を図りつつ、絶え間ない支援を図ってまいりますのでよろしくお願い致します。

以上